**たかす保育園　重要事項説明書**

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 岐阜県郡上市八幡町島谷２２８ |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ（０５７５）６７－１１２１  ＦＡＸ（０５７５）６７－１７１１ |
| 代表者氏名 | 郡上市長　山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例  郡上市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則  郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | |
| 名称 | たかす保育園 | | | |
| 所在地 | 岐阜県郡上市高鷲町大鷲１５７０－２ | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ（０５７５）７２－５５５１  ＦＡＸ（０５７５）７２－５５５２ | | | |
| 施設長氏名 | 小島　智子 | | | |
| 開設年月日 | 平成１７年４月1日 | | | |
| 利用定員（年齢別） | ０歳児 | １・２歳児 | ３歳児以上 | 計 |
| ５ | １０ | ５５ | ７０ |
| 取扱う保育事業 | 通常保育　延長保育　一時預かり保育　子育て支援 | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | |  | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄筋コンクリート　一部木造 | |
| 延床面積 | １２８５．４７㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 乳児ほふく室 | １室 | ４４㎡ |
| 保育室 | ３室 | ６０㎡ |
| 遊戯室 | １室 | ２２１㎡ |
| 調理室 | １室 | ７３．５㎡ |
| 調乳室 | １室 | ２７．７㎡ |
| トイレ | 小便器  大便器 | ㎡  ㎡ |
| 医　務　室 | 1室 | ５㎡ |
| 事務室 | 1室 | ３１．５㎡ |
| 屋外運動場 | | 1箇所 | １１５３㎡ |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　　　的 | 保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児に適正な  保育を提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | １．当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。  ２．当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、保育を提供するよう努める。  ３．当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ４．当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | １人 |
| 園長補佐 | １人 |
| 保育士、幼稚園教諭 | ４人 |
| 調理員（栄養士除く） | １人 |
| 栄養士 | １人 |

５　職員体制

６　保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日　【土曜日（希望保育）】 |
| 休所日 | 1. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 2. 日曜日   （３）12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く）  （４）前各号に定めるものの他、園長が特に休業を必要と認め、市の承認を得た日 |

７　保育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前7時から午後7時 |
| 希望保育日 | 午前7時から午後7時 |

※時間については状況により変更あり。

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間 | 午前７時から午後６時 |
| 希望保育日 | 午前７時から午後６時 |
| 延長保育時間 | 午後６時から午後７時 |

※時間については状況により変更あり。

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間 | 午前８時から午後４時 |
| 希望保育日 | 午前８時から午後４時 |
| 延長保育時間  ※状況により変更あり。 | 午前７時から午前８時  午後４時から午後７時 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 保育料 | 別に定める |
| 副　　　　食　　　　 費 | 3歳以上児…月3,700円  年収360万円未満相当世帯は副食費免除 |
| 延長保育料 | 1時間100円 |
| 一時預かり保育料・給食料 | 3歳未満児…１日1,600円　半日800円  3歳以上児…1日1,000円　半日500円  給食1食200円 |

９　支払方法

|  |
| --- |
| 〇保育料、副食費は口座引き落とし  〇延長保育料、一時預かり保育料は納付書により支払い |

|  |
| --- |
| 一人ひとりのお子さんの健やかな心と体の発達を願い、集団生活を通して、健康・安全などの基本的生活習慣を確立することや、発達段階にあった環境や援助の中で、様々な経験ができるよう努めている。  『心豊かでたくましい子』を基本目標とし、養護、教育の両面で計画的に保育を行う。  その中で・・・。   1. 遊びを主体的に楽しめるような環境つくりに努め、自信、思いやり、協調性を育てる。 2. 一人ひとりの個性や発達の過程を考慮し、個々の良さを伸ばす。 3. 日々の園での生活を通して基本的な生活習慣と自立心を育てる。 4. 身近な自然や地域に積極的にかかわらせながら豊かな心を育てる。 5. 園と家庭との相互理解を深め、共に子育てができるようにする。 |

１０　提供する保育の内容

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　間 | 未　　　満　　　児 | 幼　　　児 |
| 7:00  7:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:00  9:30 | 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（８時間）開始　順次登園  ・なかよし遊び（室内外）  ・クラス活動 |
| 11:15 | 給食 | 片付け |
| 11:30 |  | 給食 |
| 12:00 | 午睡 |  |
| 13:00  14:00  14:30 | 目覚め  おやつ | 遊び  クラス活動  おやつ |
| 15:00 | 順次降園 | 順次降園 |
| 16:00  18:00  19:00 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 | 保育短時間終了  保育標準時間標準終了  閉園 |
|

＜保育計画（年間）＞

　　年度開始時にお知らせします。

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　齢 | ク　ラ　ス　名 |
| 0歳児 | たまご |
| 1歳児 | ひよこ |
| ２歳児 | りす |
| ３歳児 | うさぎ |
| ４歳児 | ぱんだ |
| ５歳児 | きりん |

１１　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提　　　　供　　　　内　　　　容 | | | |
| おやつ | 給食 | | おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| １歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ２歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ３歳児 |  |  | 〇 | 〇 |
| ４歳児 |  |  | 〇 | 〇 |
| ５歳児 |  |  | 〇 | 〇 |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| 自園調理  年長児、年中児、年少児は毎日主食持参。  未満児は毎日主食を園で提供。 |

＜アレルギー対応について＞

医師の診断により個別に対応

１２　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| リュックサック式カバン　上靴　上靴入れ袋　　午睡用布団　　布団入れ袋  箸orフォーク・スプーンセット（箱入り）お弁当箱　コップ　お弁当入れ袋  着替え一式　着替え入れ袋　汚れた衣服入れ袋　　手拭き用ペーパータオル  歯ブラシ・コップ　　歯ブラシ・コップ入れ袋  （マスク・エプロン　エプロン入れ袋・・・後日必要になってから）  ＊未満児はその他に  食事用エプロン |

（２）毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| シール帳面　　　連絡ノート　　お便りケース　　水筒（お茶）　歯磨きセット  コップ（お茶用）お弁当箱　箸orフォーク・スプーンセット（箱入り）【給食袋に入れる】 |

|  |
| --- |
| ・服装は自由です。但し安全で動きやすく、自分で着脱しやすい服装で登園させてください。（フード付き衣服・スカート・つりズボン・ベルト・タイツ等は避けてください）  ・カラー帽子をかぶって登園させてください。  ・戸外では運動靴、室内では白の上靴を使用します。上靴は戸外用とはっきり区別できる白色の靴にしてください。 |

（３）服装について

１３　登園・降園について

（１）登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・送迎の際は必ず駐車場に車を止めてください。  ・通常は９時００分までに登園するようにしてください。  ・駐車場から園内に入る時・お迎えの時は、必ず手を繋いで、各部屋の前まで送って来てください。（登降園時、車両の出入りがあり危険です。） |

１４　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 園だより　　クラス便り　　連絡ノート　　個別懇談  ＊その他随時電話や『すぐーる』 |

１５　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| 入園前検診  内科検診　　年２回  耳鼻科検診　年1回　（年長児のみ）  歯科検診　　年1回  尿検査　　　年1回 |

（２）健康管理、病気の時の対応

・保育中に発病した場合は、家庭に連絡し、お迎えを依頼します。

・原則として園での薬の服用の対応は行いません。やむを得ない場合のみ、医師から処方された薬飲み対応します。その場合は必ず『くすり連絡票』でご連絡ください。病院で処方された粉薬や水薬は１回分ずつに分け、各々に名前を書いて、担任、またはバス当番にその日の分を直接手渡してください。『くすりの連絡票』用紙は４月初めに数枚お渡ししますが、無くなりましたら園までご連絡ください。（コピーした連絡票でもＯＫです）。尚2日以上続けて薬を服用される時は、「くすり連絡票」に“○月○日～○月○日”と書いていただき、はじめの日に１枚提出してください。

・市販の薬は園では服用していただけません。

１６　感染症対策について

・伝染病にかかった場合は、他の園児へ感染する可能性がありますのでお休みをしていただきます。尚、出席停止扱いになりますので、疾病の状況や病名を医師に診断してもらい『学校伝染病罹患者報告書』を園へ提出してください（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は除く）。

１７　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | つるだクリニック |
| 医　院　長　名 | 鶴田貴志夫 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市高鷲町大鷲２４０９－１ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）７２－００２０ |

１８　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 中村歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 中村正彦 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥１２８－１ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）８２－４２６２ |

１９　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の避難所は次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定緊急避難場所 | 高鷲小学校体育館、たかす町民センター |
| 指定避難所 | 高鷲小学校体育館、たかす町民センター |
| 一時避難所 | 高鷲中学校体育館、高鷲中学校グランド |

２０　緊急時における対応

　　　保育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの

　　主治医に相談する等の措置を講じます。

　　　保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当保育園が責任をもってしかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

　　　警報発令時等は、連絡システム『すぐーる』にて対応を連絡します。

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 高鷲振興事務所 | （０５７５）７２－５１１１ |
| 高鷲小学校 | （０５７５）７２－５００６ |
| 高鷲駐在所 | （０５７５）７２－５０１４ |

２１　非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 小島　智子 |
| 避難訓練 | 毎月１回実施 |
| 防災設備点検 | 年２回実施 |

以下の保険に加入しています。

２２　賠償責任保険の加入状況

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/10を給付  ※ 1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  ＜治った後に障がいが残った場合＞  ・障がいの程度に応じて、4,000万円（第1級）から88万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、2,000万円から44万円を給付 |
| 死亡見舞金  ・3,000万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,500万円を給付 |
| 掛　　金 | 年額　210円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 自己評価 | 実施方法：保育士の自己評価  実施回数：　年1回実施 |
| 園評価 | 実施方法：保護者に園評価を依頼  実施回数：　年１回実施 |

24　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 田中　優子 |
| 相談・苦情解決責任者 | 小島　智子 |
| 評議委員 | 上村 ひとみ  水上　正樹 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| 子育てサロン毎週１回　　育児相談随時受付　一時預かり保育 |

26　法令遵守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| たかす保育園長 | 小島　智子 |